



第103回

下請法(4)

前回まで、下請法の適用対象となる取引について説明しました。

今回は「トンネル会社規制」及び親事業者の遵守義務について説明します。

トンネル会社規制

ある事業者(以下「A」という)が、子会社(以下「B」という)を通じて、下請事業者(以下「C」という)と製造委託などの取引を行っている場合において、次のような要件を満たせば、B・C間の取引では資本金の区分を満たしていなくても、Bは親事業者とみなされ、下請法の適用を受けることになります。

これを「トンネル会社規制」と言い、前記のような親会社Aによる下請法の適用逃れを防止しています。

その要件については、大まかに説明すると、次の①③のとおりです。

① Aが直接Cに製造委託等をしたとすれば、下請法の適用を受けるケースであること

② Aが、Bの議決権の過半数を有するなど、役員の内免、業務の執行等について、Bを事実的に支配していること

③ Bが、Aから受けた製造委託等の額または量の全部または相当部分を、Cに再委託していること

親事業者の遵守義務

下請法は、親事業者に次のような遵守義務を課し、下請取引の適正化を図っています。

① 下請代金の支払期日を定める義務

下請代金の支払遅延等によって、下請事業者の経営が不安定になることを防止するため、親事業者は、下請事業者との間で、下請代金の支払期日を事前に定めることが義務付けられています。

この支払期日については、下請事業者の給付内容について検

査するかどうかを問わず、親事業者が発注した物品等を受領した日から起算して60日以内、できる限り短い期間になるよう定めなければなりません。

もし、支払期日を定めなかった場合には、親事業者は、下請事業者に対し、物品等の受領日に下請代金を支払わなければなりません。

また、支払期日が給付受領日から60日を超えて定められている場合には、受領日から起算して60日を経過した日の前日まで支払わなければなりません。

② 発注書面の交付義務

口頭発注によるトラブルを防ぐため、親事業者は、発注に当たり、法令で定める発注内容に関する具体的記載事項のすべてを記載した書面を交付することが義務付けられています。

この発注書面は、発注後直ちに交付する必要があるが、これに違反すると、50万円以下の罰金の制裁があります。

③ 遅延利息の支払義務

親事業者が支払期日までに下請代金を支払わなかった場合、下請事業者に対し、給付受領日

から起算して60日を経過した日から実際に支払いが行われるまでの期間、年14・6%の遅延利息を支払う義務があります。

④ 取引書類等の作成・保存義務
親事業者が下請取引の状況に注意を払うことで、トラブルの発生を防止するとともに、公正取引委員会や中小企業庁による迅速・正確な調査や検査に役立つことを目的として、親事業者は、下請取引が完了した場合、その給付内容、下請代金の額など、取引に関する記録をして、2年間保存することが義務付けられています。



田中伸山
山下江法律事務所、
副代表・
弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、相続、事業承継、交通事故損害賠償請求。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 代表 山下江



広島本部・呉・東広島・福山・岩国支部
山下江 検索
広島弁護士会、山口県弁護士会所属

- ☑ 契約書チェック
- ☑ 債権回収
- ☑ 労務問題など
- ◆ 企業法務相談料30分5千円(+税)
- ◆ 案件により着手金無料(応相談)
- 企業法務専門サイトあります
<https://www.hiroshima-kigyo.com>



予約電話受付 平日 9~19時 土曜 10~17時
相談予約専用フリーダイヤル
なやみよまるく
0120-7834-09